

新型コロナウイルス感染症関連情報 ④

安倍首相による学校一律休校で、国民生活に大きな混乱が生じています。そうした首相に「緊急事態宣言」を出す権限を与えることになる特別措置法が3月12日、衆院本会議で可決され、国民に懸念や不安が広がっています。

そうしたなか、国による緊急対応策第2弾が発表され、市でも対応するための今年度及び新年度補正予算が、週明けにも提案される予定です。(詳細は後日お知らせします)

また、市の学校休業では、**3月中に登校日を設ける方向で調整中**との市長の報告がありました。

1. 5人目の陽性(コロナ感染者)発生 PCR検査 各種相談

市内患者発生状況

No.	年代	性別	職業	発表日
5	40歳代	男性	介護士	3月10日
4	80歳代	女性	無職	3月7日
3	40歳代	男性	会社員	3月7日
2	50歳代	女性	会社員	3月6日
1	40歳代	男性	会社員	3月1日

西宮市の検査実施数は50件
(3月12日までの結果判明分)、
うち陽性は5件です。

(伊丹市在住)

健康医療相談電話は3月12日までの
累計で1,343件。一般相談電話は同じく
678件。日々50件前後の新規相談が寄
せられています。

事業者からの融資等の相談は3月1
日からの累計で151件です。

2. 学校休校問題で、「3月中に登校日」実現の見込み

3月3日からの学校一律休業問題。小学校は26または27日に、中学校は24または25日に、出席欠席扱いをしない登校日として通知表の手渡しや、新学期に向けての連絡などを行いたい。詳細内容の詰めや正式決定は、17日の校長会で行いたい、と12日、市長から明らかにされました。

現場の教員や、党議員団の意見、要望が実りました。

3. 学校休業に伴う保護者の休業支援について(3月9日現在 厚労省からの情報)

- (1) コロナ対応として臨時休業した小学校、特別支援学校等に通う子ども
 - (2) コロナに感染した、または感染した恐れのある、小学校等に通う子ども
- の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対する助成金制度を創設。(裏面に続く)

日本共産党 2020.3.13/No.713
西宮市会議員団ニュース

西宮市六湛寺町 10-3
TEL35-3368 FAX22-7815

市ホームページをご覧になれない
方のため、市発表の情報などをもと
にこのニュースを発行しています。

【助成内容】

2020年2月27日から3月31日において、**支払った賃金相当額×10/10**

1日1人当たり**8,330円を助成の上限**とする。(大企業、中小企業ともに同様)

【対象となる保護者とは】

- ・親権者、未成年後見人、その他里や、祖父母等、子どもを現に監護するもの
- ・子どもの世話を一時的に補助する親族も含む

*申請受付は未開始。制度の詳しい支給要件や申請書類も今後。

その他、国の緊急対応策第2弾では、上記保護者の休業支援でフリーランス（委託を受けて個人で仕事をする労働者）に日額4,100円助成を行うとしています。（詳細は未定）

国民生活の緊急防衛、家計・中小企業への強力な支援を求めます！

日本共産党が「緊急経済提言」

- ✓ 学校休業支援でフリーランスはなぜ半額なのか、理不尽です。
- ✓ 「来なくていい」「休んでほしい」と言われたパート、アルバイト等の労働者
- ✓ コロナ自粛によって営業が困難になっている自営業者、
- ✓ イベント自粛で仕事が失われた文化芸術関係者・・・ などなど

昨年10月の消費税増税以降の景気悪化、アベノミクスの失敗に加え、コロナウイルスによる打撃で、日本は重大な経済危機に直面しています。

日本共産党は12日、緊急経済提言を発表しました。抜粋してご紹介します。

(1) 新型コロナの影響から緊急に国民生活を防衛する

- 中小企業をはじめとする企業倒産とリストラ・失業の連鎖を起こさないことを経済政策の大きな目標に据える。
- フリーランスをはじめ雇用保険の対象にならずに働いている人への所得補償制度を緊急につくる。
- 休校要請、イベント自粛要請など、政府の要請にともなって仕事や収入を奪われた人や事業者には、国の責任でそれを補償することを、大原則にすえ実行する。

(2) 内需・家計・中小企業支援に力を集中する

- 消費税5%への緊急減税を本格的に検討し、実行することを強く求める。
- 国保料をはじめ社会保険料の緊急減免、納税の緊急猶予などの措置をとる。
- 大企業の内部留保を働く人の賃金、中小企業への単価の引き上げに活用する。

(3) 「予備費の枠内」でなく、来年度予算の抜本修正によって財源を確保する

お困りごと、要望、情報などは市会議員団（35-3368、fax22-7815）、西宮芦屋地区委員会（23-2281、fax36-2630）までお寄せください。